

【表紙】

| | |
|---------------|--|
| 【提出書類】 | 公開買付届出書の訂正届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成27年1月21日 |
| 【届出者の氏名又は名称】 | 株式会社イズミ |
| 【届出者の住所又は所在地】 | 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 |
| 【電話番号】 | 広島(082)264-3211(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員財務経理部長 川西 正身 |
| 【代理人の氏名又は名称】 | 該当事項はありません。 |
| 【代理人の住所又は所在地】 | 該当事項はありません。 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 該当事項はありません。 |
| 【電話番号】 | 該当事項はありません。 |
| 【事務連絡者氏名】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社イズミ (広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号) |

(注1) 本書中の「対象者」とは、株式会社スーパー大栄を指します。

(注2) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年12月17日付で提出いたしました公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定により、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第5 対象者の状況

4 継続開示会社たる対象者に関する事項

(1) 対象者が提出した書類

臨時報告書

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第5 【対象者の状況】

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【臨時報告書】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

の有価証券報告書、の四半期報告書又は半期報告書の提出後、本書の訂正届出書提出日（平成27年1月21日）までに、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号。その後の改正を含みます。）第19条第2項第4号の規定に基づいて臨時報告書を平成27年1月21日に福岡財務支局長に提出